

## 議案3

### 生日地区乗合タクシーの試験運行について

- ・試験運行実施計画（概要版）
- ・試験運行実施計画



# **生目地区乗合タクシー 「生きいきGO」**

## **試験運行 実施計画書（案）**

### **【 概 要 版 】**

**生目地区乗合タクシー運行協議会**

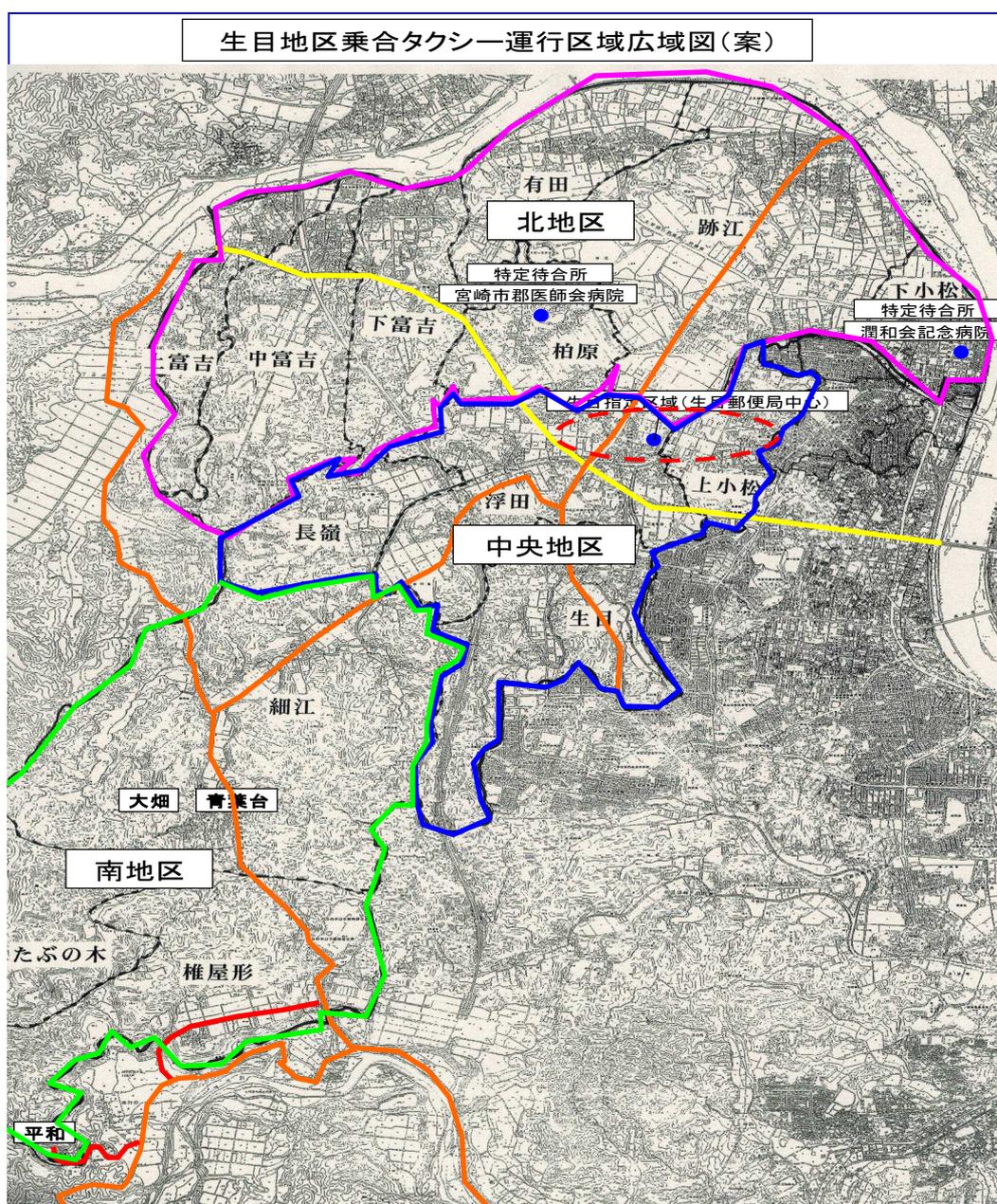
## ○生目地区乗合タクシー導入の経緯

生目地域は、国道や主要県道を中心にバス路線が整備されているが、地域の面積が広く集落も点在しているため、幹線道路周辺以外の地域においては、バス停までの距離が遠いまたは利用便数が少ないなど利便性の悪い地域が多数存在する。

このことから、生目地域自治会地域協議会において、地域の課題解決策としてコミュニティ交通の導入について検討を行ってきた。

今回、交通手段として乗合タクシーを導入することで、地域住民が安全安心して生活できるよう試験運行を行う。

## ○生目地区の区域図



## 生目地区乗合タクシー試行運行実施計画概要（案）

### 目 的

生目地域は、通院や買物など日常生活における交通手段の確保に苦慮している人が多く、このような住民の負担軽減を目的に生目地区乗合タクシー「生きいきGO」（以下「乗合タクシー」という。）の試験運行を行う。

### 実施団体

生目地区乗合タクシーは、地域内の各種団体で構成された生目地区乗合タクシー運行協議会（以下「運行協議会」）が、タクシー事業者（以下「事業受託者」）に委託し実施する。

なお、運行協議会の事務局事務所は、宮崎市大字浮田3 1 5 3 番地 1（生目地域センター内）に置く。

### 利用者・利用方法

- (1) 乗合タクシーを利用する場合は、事前に運行協議会に利用登録を行うものとする。  
なお、登録の要件は、生目地区内に居住し、原則、次の①・②のいずれかに該当する方で③の条件を充たす方とする。
  - ①未就学児（6歳以下）は登録できないものとする。
  - ②13歳未満（小学生）の子供が利用する場合には、保護者等の同乗（有料）を必要とする。
  - ③介助者なしでタクシーの乗り降りが可能な方。ただし、介助者が同乗する場合は利用可能（有料）
- (2) 登録料は試験運行期間は無料とする。
- (3) 乗合タクシーを予約する場合（行き、帰りとも）は、利用する日の3日前の午前8時から利用便の予約締切時間までに予約センターに電話、若しくは乗務員をとおして予約するものとする。
- (4) 利用者は、利用受付後に変更やキャンセルが発生した場合には速やかに予約センターに連絡する。

### 運行区域・コース・ダイヤ・試験運行期間・運行日

- (1) 運行区域は、宮崎市生目地区全地域とし、生目全地域を北地区・中央地区・南地区の3つに分け、「自宅と中央指定地区内にある待合所（以下「指定地区」）又は特定待合所を結ぶコース運行とし、運行コースは予約に応じて受託業者が運行ダイヤ毎に定めるものとする。  
また、異なる地区であっても運行上支障がない範囲内で、できる限り乗り合うこととする。  
なお、1便における運行タクシー対応台数は、3台とするが、受託事業者が、自らこれ以上の台数の対応をしようとする場合は、これを妨げるものではない。
- (2) 運行便数は、各自宅から各目的地に向かう便の『上り便』、各目的地から各自宅に向かう便の『下り便』とも、一日10便とする。 ※別表A参照
- (3) 試験運行期間は、令和3年8月1日～11月30日までとする。
- (4) 運行日数は、祝日を含む月曜から土曜日までの週6日とする。

### 目的地（待合所）

- (1) 別表1の施設を目的地及び帰りの待合所とする。  
なお、待合所については、雨風をしのげ、室内待機できる場所とする。

## 利用者の利用者運賃及び運行協議会と受託事業者との契約運賃

- (1) 利用者の利用者運賃は、利用者の居住する各自治会の公民館から各目的地（指定地区若しくは特定待合所）までの距離に応じて、300円から100円単位で、1,500円までの13段階の定額運賃とする。※別表B参照
- (2) 利用者の利用者運賃の支払は、現金のみとする。
- (3) 利用者に同伴する一歳未満の小児については、無料とし、未就学児については、1人までは無料とし、2人目以上は、各1人分の利用運賃とする。
- (4) 運行協議会から受託事業者へ支払う運行委託料（以下「契約運賃」という。）は、利用者の居住する各自治会の公民館から、各目的地（指定地区若しくは特定待合所）までの距離に応じた通常のタクシー運賃を定額の契約運賃とする。（別表2）
- (5) 2名以上同乗する場合には利用者の中で契約者運賃が最も高い地区の運賃を委託料とする。

### 別表A

#### ○出発時刻（運行ダイヤ）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
上り便	7時 40分	8時 40分	9時 40分	10時 40分	11時 40分	12時 40分	13時 40分	14時 40分	15時 40分	16時 40分
下り便	8時 20分	9時 20分	10時 20分	11時 20分	12時 20分	13時 20分	14時 20分	15時 20分	16時 20分	17時 20分

### 別表B

#### ○利用者運賃（1人あたりの運賃）

種類	距離	運賃	種類	距離	運賃
第1段階	2.4 <sup>キ</sup> 以下	300円	第8段階	9.5 <sup>キ</sup> から10.6 <sup>キ</sup>	1,000円
第2段階	2.5 <sup>キ</sup> から3.6 <sup>キ</sup>	400円	第9段階	10.7 <sup>キ</sup> から11.8 <sup>キ</sup>	1,100円
第3段階	3.7 <sup>キ</sup> から4.8 <sup>キ</sup>	500円	第10段階	11.9 <sup>キ</sup> から12.8 <sup>キ</sup>	1,200円
第4段階	4.9 <sup>キ</sup> から5.8 <sup>キ</sup>	600円	第11段階	12.9 <sup>キ</sup> から13.7 <sup>キ</sup>	1,300円
第5段階	5.9 <sup>キ</sup> から7.0 <sup>キ</sup>	700円	第12段階	13.8 <sup>キ</sup> から15.0 <sup>キ</sup>	1,400円
第6段階	7.1 <sup>キ</sup> から8.2 <sup>キ</sup>	800円	第13段階	15.0 <sup>キ</sup> 以上	1,500円
第7段階	8.3 <sup>キ</sup> から9.4 <sup>キ</sup>	900円			

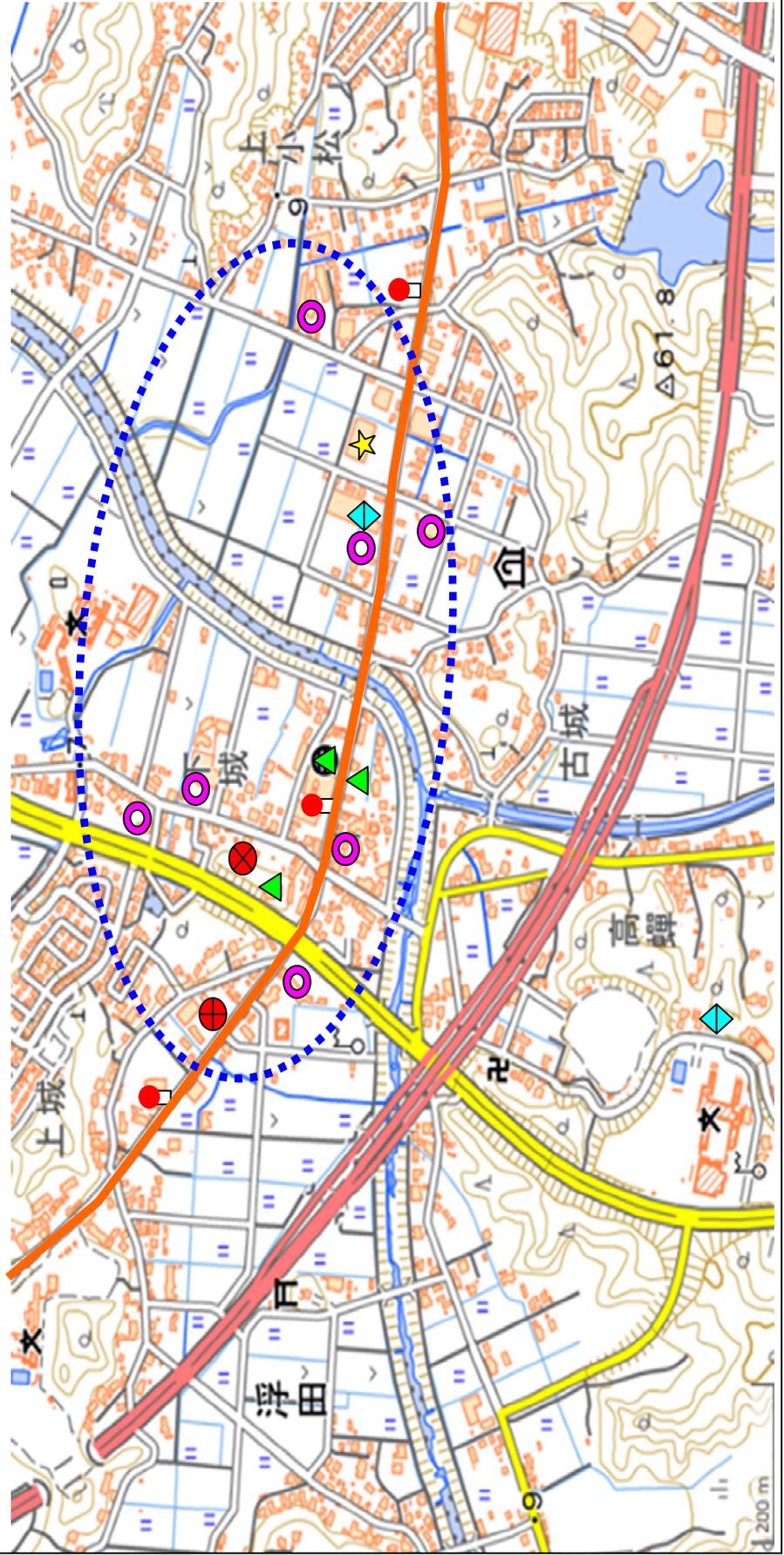
(別表1)

生目地区乗合タクシー待合所一覧表

番号	事業所名	所在地	地区名	連絡先	備考
1	生目複合施設	浮田3000番地	浮田	48-1111	公共施設
2	生目大腸肛門外科内科	浮田3099番地1	浮田	48-2500	病院
3	宮崎中央農業協同組合生目支店	浮田3117番地1	浮田	48-1131	農協
4	宮園医院	浮田3264番地9	浮田	62-3880	病院
5	岡田整形外科	浮田3313番地1	浮田	47-1162	病院
6	福井医院	浮田3127番地	浮田	47-4131	病院
7	郵便局株式会社生目郵便局	浮田3139番地1	浮田	48-1252	郵便局
8	宮崎第一信用金庫生目支店	浮田3140番地5	浮田	47-3851	銀行
9	生目眼科クリニック	小松2987番地1	小松	48-1010	病院
10	さわの内科クリニック	小松2842番地2	小松	62-3800	病院
11	マルショク小松店	小松2704番地	小松	47-0238	スーパー
12	藤木病院	小松2988番地	小松	47-0415	病院
13	潤和会記念病院	小松1158番地	小松	47-5555	特定待合所
14	宮崎市郡医師会病院	有田1173番地	有田	77-9101	特定待合所
15	生目地域センター	浮田3153番地1	浮田	48-1111	公共施設
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

生目地区乗合タクシー運行協議会運行区域 中央指定地区 詳細図(案)

- |   |               |   |          |
|---|---------------|---|----------|
|  | 宮崎交通バス路線      |  | 指定区域     |
|  | 宮崎交通バス停       |  | 生目地域センター |
|  | スーパー・ドラッグストア等 |  | 生目複合施設   |
|  | 病院            |  | その他施設    |
|  | 銀行・郵便局        |   |          |



(別表2)

## 生目地区乗合タクシー地区別利用者運賃一覧表

(単位：キロ・円)

地区名		指定待合所			特定待合所					
		生目中央指定地区			潤和会記念病院			宮崎市郡医師会病院		
		距離	契約者運賃	利用者運賃	距離	契約者運賃	利用者運賃	距離	契約者運賃	利用者運賃
北地区	上富吉地区	3.9 km	1,310	500	5.9 km	1,870	700	2.7 km	990	400
	中富吉地区	3.0 km	1,070	400	6.8 km	2,110	700	2.1 km	830	300
	下富吉地区	3.0 km	1,070	400	4.7 km	1,550	500	1.6 km	750	300
	柏原地区	1.7 km	750	300	3.8 km	1,310	500	1.0 km	590	300
	有田地区	4.1 km	1,390	500	3.9 km	1,310	500	1.8 km	750	300
	跡江地区	2.7 km	990	400	2.4 km	910	300	3.1 km	1,150	400
	下小松地区	3.5 km	1,230	400	0.6 km	590	300	4.0 km	1,390	500
中央地区	浮田地区	1.2 km	670	300	4.5 km	1,470	500	1.6 km	750	300
	生目地区	1.9 km	830	300	5.2 km	1,710	600	3.2 km	1,150	400
	長嶺地区	2.4 km	910	300	6.7 km	2,030	700	3.9 km	1,310	500
	上小松地区	1.0 km	590	300	3.7 km	1,310	500	2.9 km	1,070	400
	生目心町地区	1.1 km	590	300	4.6 km	1,550	500	2.6 km	990	400
南地区	細江地区	3.3 km	1,150	400	8.0 km	2,430	800	4.8 km	1,550	500
	椎屋形地区	9.3 km	2,750	900	11.1 km	3,230	1,100	11.0 km	3,150	1,100
	平和地区	11.2 km	3,230	1,100	16.0 km	4,000	1,500	13.3 km	3,790	1,300
	たぶのき地区	7.6 km	2,270	800	11.0 km	3,150	1,100	9.1 km	2,670	900
	大畑地区	5.2 km	1,710	600	8.6 km	2,590	900	6.7 km	2,030	700
	青葉台地区	5.0 km	1,630	600	8.5 km	2,510	900	6.4 km	1,950	700

※距離は、生目郵便局から各自治公民館の館までの概ねの距離。館がない地区は、概ね地区の中心部。



令和3年度

生日地区乗合タクシー 「生きいきGO」

試験運行実施計画書(案)

★ 生日地区乗合タクシー運行協議会 ★

(内容)

- 1 試験運行実施計画 (案) . . . P 2 ~
- 2 試験運行細部計画 (案) . . . P 5 ~

# 生目地区乗合タクシー試験運行実施計画（案）

## 1. 運行目的

生目地域は、国道や主要県道を中心にバス路線が整備されているが、地域の面積が広く集落も点在しているため、幹線道路周辺以外の地域においては、バス停までの距離が遠いまたは利用便数が少ないなど利便性の悪い地域が多数存在する。そのため、通院や買物など日常生活における交通手段の確保に苦慮している人が多く、このような住民の負担軽減を目的に生目地区乗合タクシーの試験運行を行う。

## 2. 実施団体

生目地区乗合タクシーは、地域内の各種団体で構成された生目地区乗合タクシー運行協議会（以下「運行協議会」）が、運行業務を令和3年度生目地区乗合タクシー運行細部計画（以下細部計画）「1.事業受託者」に該当するタクシー事業者（以下「事業受託者」）に委託し実施する。

## 3. 事務所

運行協議会の事務所は、宮崎市大字浮田3153番地1（生目地域センター内）に置く。

## 4. 事業財源

事業財源は、登録者からの利用料（運賃）、宮崎市からの補助金等とする。

## 5. 運行期間

運行期間は、令和3年8月1日から令和3年11月30日の4ヶ月とする。

## 6. 運行区域とコース

運行区域は、宮崎市生目全地域とし、生目全地域を北地区・中央地区・南地区の3つに分け、「自宅と中央指定地区内にある待合所（以下「指定地区」）又は特定待合所を結ぶコース運行とする。

## 7. 運行日

運行日は、祝日を含む月曜日から土曜日までの週6日とする。

## 8. 運行便名

生目地区乗合タクシーには『上り便』と『下り便』を設ける。『上り便』は自宅から指定地区若しくは特定待合所に向かう便、『下り便』は指定地区若しくは特定待合所から自宅に向かう便とする。『上り便』『下り便』の詳細は細部計画「4.『上り便』『下り便』」のとおりとする。

## 9. 待合所・停留所

生目地区乗合タクシーには、待合所並びに停留所を設け、原則、両所のみ乗降可能とする。待合所並びに停留所の詳細は、細部計画「3.指定地区・待合所・停留所」のとおりとする。

## 10. 運行便数

1日の運行便数は『上り便』『下り便』とも10便とし、それぞれの出発時刻（ダイヤ）は細部計画「5. 出発時刻」のとおりとする。ただし、『上り便』『下り便』とも予約が無い場合には運休とする。

### 11. 利用者

生目地区乗合タクシーの利用者は、生目地域内に居住し、細部計画「6.登録要件」を満たす方とする。

### 12. 事前登録

生目地区乗合タクシーを利用する者は、事前に細部計画「7.登録手続」に沿って登録しなければならない。また、運行協議会事務所は登録者に登録終了後速やかに同手続に記してある登録証を交付しなければならない。

### 13. 登録解除

運行協議会は登録者が細部計画「8.登録解除要件」に該当する場合は登録を解除することができる。その場合の登録料は原則返還しない。

### 14. 利用者運賃

利用者の運賃は地区ごとに定額とし、各自治公民館から指定地区若しくは特定待合所までの距離に応じて300円・400円・500円・600円・700円・800円・900円・1,000円・1,100円・1,200円・1,300円・1,400円・1,500円単位の13段階とし、距離別及び地区別利用者運賃は細部計画「9. 地区別利用者運賃」のとおりとする。

利用者運賃は乗車券等の発券は行わず現金払いとし、1乗車ごとに乗務員に支払うものとする。また、クレジットカードやタクシー券等での支払いはできないものとする。

利用者に同伴する1歳未満の小児については無料とする。未就学児（1歳から6歳）については1人目までは無料とし、2人目以上は、各1人分の運賃（地区別利用者運賃）を支払うものとする。

### 15. 委託料

事業受託者の委託料（契約者運賃）は地区ごとに定額とし、2名以上同乗する場合には利用者の中で契約者運賃が最も高い地区の運賃を委託料とする。地区別契約者運賃は細部計画別表1のとおりとする。

## 16. 使用車両

使用車両は小型車とし、乗車定員は細部計画「10. 乗車定員」のとおりとする。また、乗車人数が定員を上回った場合には原則、先着順とするが、事業受託者が配車可能な場合は、複数台での運用も可能とする。

## 17. 事前予約

生目地区乗合タクシーを利用する場合には、必ず事前に予約をし、交付された「登録証」を携帯しなければならない。予約の受付期間等は細部計画「11. 利用方法」のとおりとする。

## 18. 予約センター

生目地区乗合タクシーの予約センターは事業受託者の配車センターとし、予約の受付、配車業務、運行営業所への連絡等を行う。予約センターの従事者は事業受託者の社員とし、予約センターに掛かる経費は一部を除き事業受託者の自己負担とする。予約センターの業務内容等については細部計画「12. 予約センター業務内容」のとおりとする。

## 19. 運行営業所

生目地区乗合タクシーの運行営業所は事業受託者の営業所とし、予約センターから送付されてきた配車計画表に沿って、運行業務を遂行する。運行営業所の業務内容等については細部計画「13. 運行営業所業務内容」のとおりとする。

## 20. 運行状況の報告

事業受託者は毎週月曜日（祝日の場合は翌日）に前週の運行状況を運行協議会事務所に報告（細部計画・様式7）しなければならない。また、報告方法についてはFAXや電子メールでも可とする。

## 21. 事業費の請求・支払

- ①事業受託者は毎月10日（土・日・祝祭日の場合は翌日）までに前月分の請求書（細部計画・様式8）及び運行明細書（細部計画・様式9）を運行協議会事務所に提出する。
- ②運行協議会は提出された請求書及び運行明細書を精査し、毎月25日（金融機関休日の場合は前日）までに口座振込によって支払うものとする。ただし、支払金額はすでに利用者が納めた運賃と振込手数料を差し引いた金額とする。

## 生目地区乗合タクシー運行細部計画（案）

### 1. 事業受託者

令和3年度生目地区乗合タクシー試験運行実施計画（以下実施計画書）第2項に関する事業受託者は、次の条件を満たすタクシー事業者とする。

- ①生目地区乗合タクシーの趣旨に賛同し、受託が可能なこと。
- ②道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の運行許可を、本格運行までに取得可能なこと。
- ③2社以上の受託になった場合には、他事業者と連携を図り、配車作業や運行業務等が支障なく実施できること。
- ④運行日の運行時間帯には常に運行可能な小型車を3台以上確保できること。
- ⑤予約センターの業務（細部計画13. 予約センター業務内容）が実施可能であること。

### 2. コース構成地区

実施計画第6項に関する構成地区は下表のとおりとする。

北地区	上富吉	中富吉	下富吉	柏原	有田	跡江	下小松
中央地区	浮田	生目	長嶺	上小松	生目心町		
南地区	細江	椎屋形	平和	たぶのき	大畑	青葉台	

### 3. 指定地区・待合所・停留所

実施計画第6項並びに第9項に関する指定地区、待合所並びに停留所は次のとおりとする。

指定地区：中央指定地区とする。

待合所：施設管理者の了解のもと、利用者が安全に快適に待機できる別表2の事業所とする。  
所在地が指定地区内にある待合所を『指定待合所』、指定地区外の待合所を『特定待合所』  
といい、全登録者が利用できることを原則とする。また、各待合所の利用日・利用時間等は別に定める。

停留所：全登録者の自宅前を停留所とする。

### 4. 『上り便』『下り便』

実施計画第8項に関する運行種類ごとの『上り便』『下り便』の定義は下表のとおりとする。

上下便名	出発地 ⇒ 到着地
上り便	停留所(自宅) ⇒ 指定待合所若しくは特定待合所
下り便	指定待合所若しくは特定待合所 ⇒ 停留所(自宅)

## 5. 出発時刻

実施計画第 10 項に関する出発時刻（運行ダイヤ表）は次のとおりであり、それぞれの出発時刻は最初に乗車する人の指定待合所並びに特定待合所、若しくは自宅の出発時刻とする。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
上り便	7時 40分	8時 40分	9時 40分	10時 40分	11時 40分	12時 40分	13時 40分	14時 40分	15時 40分	16時 40分
下り便	8時 20分	9時 20分	10時 20分	11時 20分	12時 20分	13時 20分	14時 20分	15時 20分	16時 20分	17時 20分

## 6. 登録要件

実施計画第 11 項に関する登録要件は、原則、次の①・②のいずれかに該当する方で③の条件を充たす方とする。

- ①未就学児（6歳以下）は登録できないものとする。
- ②13歳未満（小学生）の子供が利用する場合には、保護者等の同乗（有料）を必要とする。
- ③介助者なしでタクシーの乗り降りが可能な方。ただし、介助者が同乗する場合は利用可能（有料）とする。

## 7. 登録手続

実施計画第 12 項に関する登録手続は次のとおりとする。ただし、登録は 1 回限りであるが、記載事項に変更が生じた場合にはその都度、「記載事項変更届（様式 2）」を提出しなければならない。

- ①登録希望者は一般登録申請書（様式 1）を運行協議会事務所に提出しなければならない。なお、試験運行期間中は、登録料は無料とする。
- ②運行協議会事務所は登録者に(1)登録者氏名、(2)登録番号、(3)予約センターの電話番号を記載した登録証（様式 3）を速やかに交付する。
- ③登録手続完了者には(1)予約センターの電話番号を記載した仮登録証（様式 4）を貸与する。
- ④仮登録証の貸与を受けた登録者は、登録証が届き次第速やかに仮登録証を運行協議会事務所に返却しなければならない。

## 8. 登録解除要件

実施計画第 13 項に関する登録解除要件は次のとおりとする。

- ①登録者が死亡した場合。
- ②登録者から解除の願いが出された場合。
- ③虚偽の申告によって登録を行った場合。
- ④登録者が同乗者に迷惑をかける行為や乗務員の指示に従わない行為を繰り返した場合。
- ⑤運行協議会長が登録者としてふさわしくないと判断した場合。

## 9. 地区別利用者運賃

実施計画第14項に関する距離別運賃は下表のとおりとする。各自治公民館の地区別利用者運賃及び実施計画第15項に関する地区別利用者運賃は別表1のとおりとする。

種類	距離	運賃	種類	距離	運賃
第1段階	2.4 <sup>キ</sup> 以下	300円	第8段階	9.5 <sup>キ</sup> から10.6 <sup>キ</sup>	1,000円
第2段階	2.5 <sup>キ</sup> から3.6 <sup>キ</sup>	400円	第9段階	10.7 <sup>キ</sup> から11.8 <sup>キ</sup>	1,100円
第3段階	3.7 <sup>キ</sup> から4.8 <sup>キ</sup>	500円	第10段階	11.9 <sup>キ</sup> から12.8 <sup>キ</sup>	1,200円
第4段階	4.9 <sup>キ</sup> から5.8 <sup>キ</sup>	600円	第11段階	12.9 <sup>キ</sup> から13.7 <sup>キ</sup>	1,300円
第5段階	5.9 <sup>キ</sup> から7.0 <sup>キ</sup>	700円	第12段階	13.8 <sup>キ</sup> から15.0 <sup>キ</sup>	1,400円
第6段階	7.1 <sup>キ</sup> から8.2 <sup>キ</sup>	800円	第13段階	15.0 <sup>キ</sup> 以上	1,500円
第7段階	8.3 <sup>キ</sup> から9.4 <sup>キ</sup>	900円			

## 10. 乗車定員

実施計画第16項に関する乗車定員は次のとおりとする。また、乗車（利用予約者）人数が定員を上回った場合は、原則、先着順とするが、事業受託者が配車可能な場合は、複数台での運用も可能とする。

利用者から4名乗車の希望があった場合には4名を定員とする。また、13歳未満（小学生）の子供が利用する場合には原則、保護者等の同乗（有料：地区別利用者運賃を適用）が必要であるほか、1人の保護者等に対して3名まで同乗可能である。

車種	定員
小型車	3名（希望があった場合は4名）

## 11. 利用方法

生目地域乗合タクシーの受付時間や期間、利用の方法は次のとおりである。

### 『上り便』『下り便』共通

- ①『上下便』の予約は、利用する日の3日前の午前8時から利用便の予約締切時間までに予約センターに電話、若しくは乗務員をとおして予約する。
- ②生目地区乗合タクシー到着後5分以内、若しくは指定時刻までに乗車がない場合には、運行に支障をきたすためキャンセルと判断し、乗車がなくても出発する。
- ③利用者は、利用受付後に変更やキャンセルが発生した場合には速やかに予約センターに連絡する。
- ④上記③におけるキャンセル料は発生しない。但し、上記②の場合は、利用者にキャンセル料を負担していただく場合がある。

### 『上り便』

- ①利用者は出発時刻には速やかに出発できるように玄関前等で待機する。

### 『下り便』

- ①指定待合所並びに特定待合所の出発時刻は各便出発時刻から10分以内（待合時間）のため、利用者は待合時間には必ず乗車待合所等で待機する。

### 『上下便の予約締切時間』

- ①『上り便』の予約締切時間は、利用便出発時刻の前日午後5時まで。
- ②『下り便』の予約締切時間は、利用便出発時刻の1時間前。

## 12. 予約センター業務内容

実施計画第18項に関する予約センターの業務内容は次のとおりである。

### 総括

- ①予約センターの業務は、事業受託者の配車センターが請負うものとする。
- ②予約センター業務経費のうち、運行協議会が負担するものは、利用申込専用の(1)電話機の購入費(2)電話の電話料(3)電話機の設置費・修理費など利用申込電話に係る経費のみとする。

### 利用受付

- ①予約センターが利用申込みを受け付ける場合には、(1)氏名、(2)登録番号・地区名、(3)利用日時(便名)、(4)行き先(降車場所)、(5)乗車場所、(6)逆便の利用時間と指定待合所並びに特定待合所を確認する。
- ②予約センターは、『上下便』の予約締切後、配車計画を策定する。
- ③配車計画は便ごとに作成し、該当する運行営業所に配車計画表(様式5)を『上り便』は出発30分前までに、『下り便』は出発10分前までに送付する。

## 13. 運行営業所業務内容

実施計画第19項に関する運行営業所は、事業受託者の各営業所とする。各営業所の業務内容は次のとおりとする。

- ①運行営業所は予約センターの配車計画表(様式5)に沿って、『安全』『正確』『迅速』を理念に運行業務を遂行する。
- ②運行営業所は、運行理念及び乗合タクシー業務を乗務員に熟知させるため、従事乗務員には必ず事前研修等を実施する。
- ③運行営業所は『上り便』の予約者に利用便出発30分前までに自宅前の出発時刻を電話連絡する。
- ④運行営業所の乗務員は利用者降車後速やかに運転日誌(様式6)を記入するほか、運行協議会より依頼のあったアンケート等に運行業務に支障がない範囲で協力する。

## 14. 委任

この運行計画及び細部計画に定めるもののほか、生目地区乗合タクシーの運行に必要な事項は、会長が別に定めるほか、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款(昭和62年1月23日・運輸省告示第49号)を適用する。

付 則 令和 3年 ○月 ○日施行

生目地区乗合タクシー地区別利用者運賃一覧表

(単位：キロ・円)

地区名		指定待合所			特定待合所					
		生目中央指定地区			潤和会記念病院			宮崎市郡医師会病院		
		距離	契約者運賃	利用者運賃	距離	契約者運賃	利用者運賃	距離	契約者運賃	利用者運賃
北地区	上富吉地区	3.9 km	1,310	500	5.9 km	1,870	700	2.7 km	990	400
	中富吉地区	3.0 km	1,070	400	6.8 km	2,110	700	2.1 km	830	300
	下富吉地区	3.0 km	1,070	400	4.7 km	1,550	500	1.6 km	750	300
	柏原地区	1.7 km	750	300	3.8 km	1,310	500	1.0 km	590	300
	有田地区	4.1 km	1,390	500	3.9 km	1,310	500	1.8 km	750	300
	跡江地区	2.7 km	990	400	2.4 km	910	300	3.1 km	1,150	400
	下小松地区	3.5 km	1,230	400	0.6 km	590	300	4.0 km	1,390	500
中央地区	浮田地区	1.2 km	670	300	4.5 km	1,470	500	1.6 km	750	300
	生目地区	1.9 km	830	300	5.2 km	1,710	600	3.2 km	1,150	400
	長嶺地区	2.4 km	910	300	6.7 km	2,030	700	3.9 km	1,310	500
	上小松地区	1.0 km	590	300	3.7 km	1,310	500	2.9 km	1,070	400
	生目心町地区	1.1 km	590	300	4.6 km	1,550	500	2.6 km	990	400
南地区	細江地区	3.3 km	1,150	400	8.0 km	2,430	800	4.8 km	1,550	500
	椎屋形地区	9.3 km	2,750	900	11.1 km	3,230	1,100	11.0 km	3,150	1,100
	平和地区	11.2 km	3,230	1,100	16.0 km	4,000	1,500	13.3 km	3,790	1,300
	たぶのき地区	7.6 km	2,270	800	11.0 km	3,150	1,100	9.1 km	2,670	900
	大畑地区	5.2 km	1,710	600	8.6 km	2,590	900	6.7 km	2,030	700
	青葉台地区	5.0 km	1,630	600	8.5 km	2,510	900	6.4 km	1,950	700

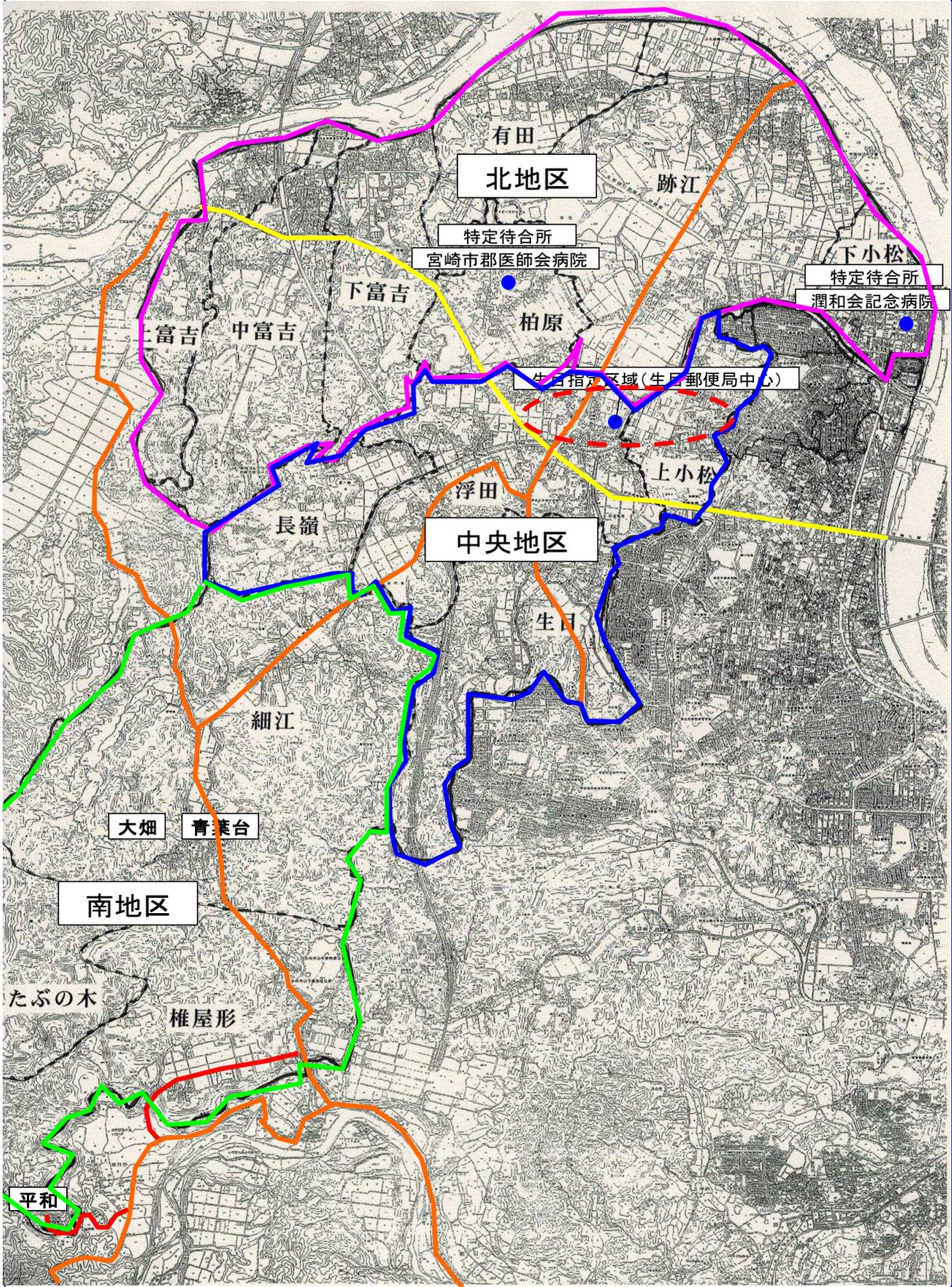
※距離は、生目郵便局から各自治公民館の館までの概ねの距離。館がない地区は、概ね地区の中心部。

生目地区乗合タクシー待合所一覧表

番号	事業所名	所在地	地区名	連絡先	備考
1	生目複合施設	浮田3000番地	浮田	48-1111	公共施設
2	生目大腸肛門外科内科	浮田3099番地1	浮田	48-2500	病院
3	宮崎中央農業協同組合生目支店	浮田3117番地1	浮田	48-1131	農協
4	宮園医院	浮田3264番地9	浮田	62-3880	病院
5	岡田整形外科	浮田3313番地1	浮田	47-1162	病院
6	福井医院	浮田3127番地	浮田	47-4131	病院
7	郵便局株式会社生目郵便局	浮田3139番地1	浮田	48-1252	郵便局
8	宮崎第一信用金庫生目支店	浮田3140番地5	浮田	47-3851	銀行
9	生目眼科クリニック	小松2987番地1	小松	48-1010	病院
10	さわの内科クリニック	小松2842番地2	小松	62-3800	病院
11	マルシヨク小松店	小松2704番地	小松	47-0238	スーパー
12	藤木病院	小松2988番地	小松	47-0415	病院
13	潤和会記念病院	小松1158番地	小松	47-5555	特定待合所
14	宮崎市郡医師会病院	有田1173番地	有田	77-9101	特定待合所
15	生目地域センター	浮田3153番地1	浮田	48-1111	公共施設
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

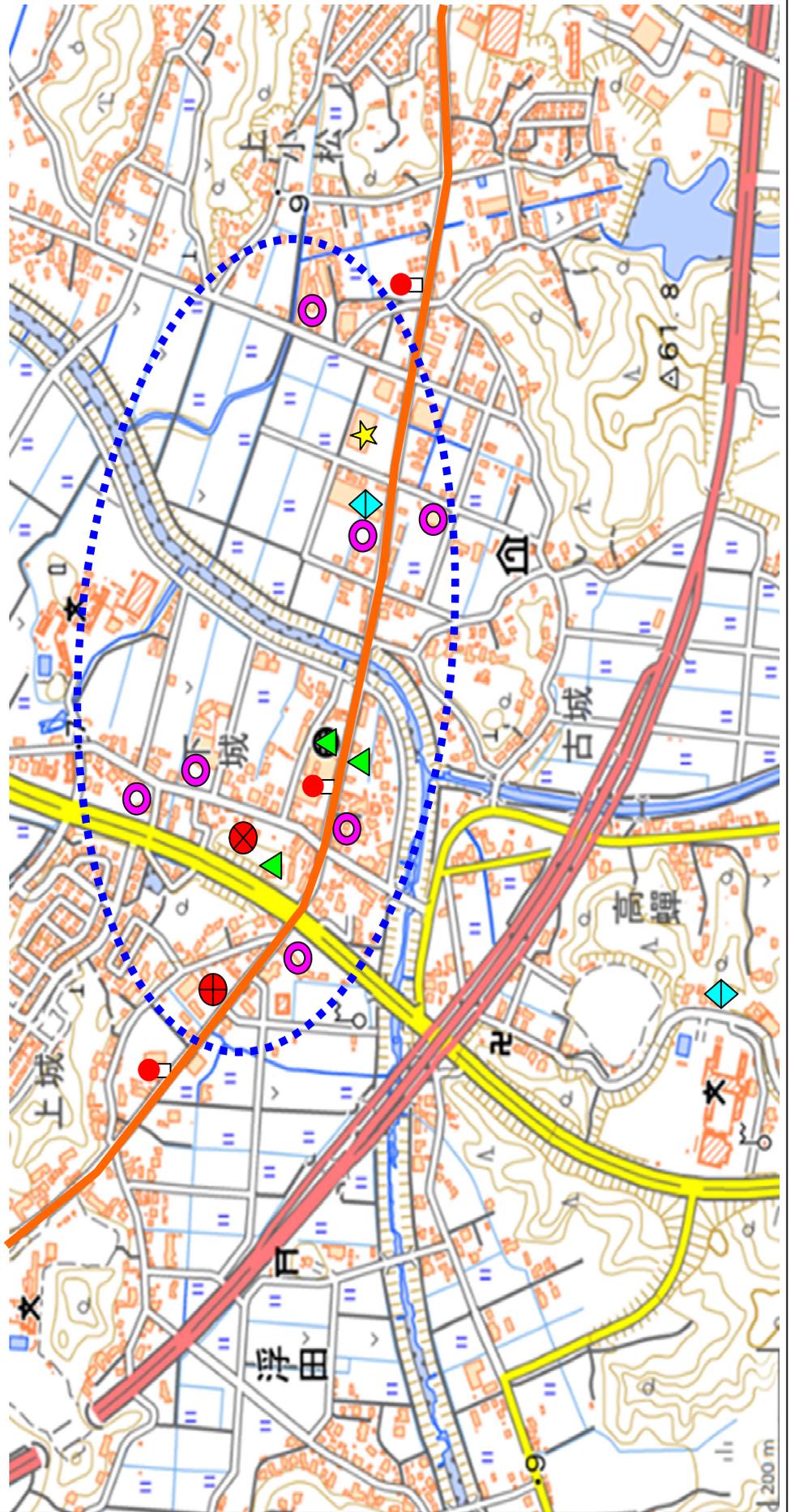
※指定待合所並びに特定待合所「下り便」の出発時刻は運行ダイヤ表の20分から30分の間。

生目地区乗合タクシー運行区域広域図(案)



生目地区乗合タクシー運行協議会運行区域 中央指定地区 詳細図(案)

- |   |               |   |          |
|---|---------------|---|----------|
|  | 宮崎交通バス路線      |  | 指定区域     |
|  | 宮崎交通バス停       |  | 生目地域センター |
|  | スーパー・ドラッグストア等 |  | 生目複合施設   |
|  | 病院            |  | その他施設    |
|  | 銀行・郵便局        |   |          |



(様式1)

登録申請書

「生目地区乗合タクシー」		申請日	令和 年 月 日	
<b>試験運行一般登録申請書</b>				
ふりがな		生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日
氏名				
住所	宮崎市		地区名	
電話番号	自宅	携帯		
緊急時 連絡先	連絡者氏名・続柄		電話番号等	
備考				
<p>私は 生目地区乗合タクシーを利用するにあたり ①乗車中は乗務員の指示に従い、乗務員及び同乗者に迷惑をかける行為は一切行いません。 ②申請書に虚偽があった場合や同上に反する行為を繰り返した場合は、登録を解除されてもこれに対する異議申し立ては一切行いません。 以上誓約いたします。 令和 年 月 日 署名 _____</p>				
-----以下は記入不要-----				
登録番号		通し番号		
地図番号	P                   —                   —			
登録料関係	納入日		登録料	
事務連絡				

※記入いただいた個人情報は生目地区乗合タクシー業務以外には使用いたしません。

(様式2)

記 載 事 項 変 更 届

「生日地区乗合タクシー」	申請日	令和 年 月 日
--------------	-----	----------

記 載 事 項 変 更 届

氏 名	登録番号
変更項目	<input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 住 所 <input type="checkbox"/> 地区名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 緊急時連絡先 <input type="checkbox"/> 備 考
変更内容	

-----以下は記入不要-----

新登録番号		通し番号	
地図番号	P            —            —		
登録料関係	納入日		登録料
事務連絡			

※記入いただいた個人情報は生目地区乗合タクシー業務以外には使用いたしません。

(様式3)

### 登録証

【一般用】(表面)

<b>■登録証■</b>									
「生目地区乗合タクシー」(試験運行)									
○ ○ ○ ○ 様									
(△△地区)									
登録番号									
□	□	0	0	0	0	0	-	0	0
☆有効期限 試験運行期間終了まで									

(裏面)

<b>■予約センター電話番号■</b>	
	○○-△△△△
上り便	午前7時40分～午後4時40分
下り便	午前8時20分～午後5時20分
それぞれ1時間ごとに1日10便	
祝日を含む月曜日から土曜日の週6日	

(様式4)

### 仮登録証

(表面)

<b>■仮登録証■</b>									
「生目地区乗合タクシー」(試験運行)									
○ ○ ○ ○ 様									
(△△地区)									
有効期限 登録証受領日まで									
※登録証が届きましたら返却をお願いします。									

(裏面)

<b>■予約センター電話番号■</b>	
	○○-△△△△
上り便	午前7時40分～午後4時40分
下り便	午前8時20分～午後5時20分
それぞれ1時間ごとに1日10便	
祝日を含む月曜日から土曜日の週6日	

(様式5)

配車計画表

「生日地区乗合タクシー」配車計画表

上り便 下り便

台

枚目

枚中

運行日	月 日( )	運行時刻		コース	
-----	--------	------	--	-----	--

	乗車順	氏名	登録番号	行き先・待合所	指定時間
1号車		様			:
		様			:
		様			:
		様			:
2号車		様			:
		様			:
		様			:
		様			:
3号車		様			:
		様			:
		様			:
		様			:
4号車		様			:
		様			:
		様			:
		様			:

※太枠内は配車センターで記入し、乗車順・発着時間は運行営業所で記入。

(様式6)

運 転 日 誌

「生日地区乗合タクシー」運転日誌

事業者名

運行日	月 日( )	無線 番号		乗務 員名	
-----	--------	----------	--	----------	--

地区名	登 録 番 号	乗車時間	降車地・待合所	降車時間	料金	備 考
	様					
上・下の別	様					
	様					
便名(時間)	様					
	様					

地区名	登 録 番 号	乗車時間	降車地・待合所	降車時間	料金	備 考
	様					
上・下の別	様					
	様					
便名(時間)	様					
	様					

地区名	登 録 番 号	乗車時間	降車地・待合所	降車時間	料金	備 考
	様					
上・下の別	様					
	様					
便名(時間)	様					
	様					

地区名	登 録 番 号	乗車時間	降車地・待合所	降車時間	料金	備 考
	様					
上・下の別	様					
	様					
便名(時間)	様					
	様					

※太枠内以外は運行前に記入。号車番号の右横には何枚中何枚目を記入。



(様式8)

請 求 書

# 請 求 書

生目地区乗合タクシー運行協議会長 殿

¥  円也

ただし、令和 年 月分乗合タクシー運行委託料差額分 (① - ②)

令和 年 月 日

事業者名

① 月分委託料額： 円

② 月分利用者運賃収入額： 円

③ 月分委託料差額： 円

(様式9)

運 行 明 細 書

「生目地区乗合タクシー」運行明細書

事業所名

年 月分

	運行日	利用者数	運行台数	運行運賃額①	利用者運賃額②	差額(①-②)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
	合 計					